

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項及び地方公営企業法施行令（昭和27年9月3日政令第403号）第21条の13第1項第5号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年 7月 22日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三村 庄一

- 1 契約の概要
新横浜駅チラーユニット緊急修理工事
・空調機チラーユニット熱交換器修理
- 2 履行（納品）場所
港北区新横浜2-100
- 3 契約日
令和8年7月10日
- 4 履行日又は履行期間
令和8年5月26日から令和8年7月31日まで
- 5 契約金額
¥4,092,000(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥372,000)
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
株式会社光電社
横浜市中区富士見町3-7
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
新横浜駅のチラーユニットの熱交換器が故障しており、駅ホーム内の空調維持に支障をきたしている状態でした。この状態では、お客様がホーム上で熱中症等により体調不良を起こしてしまう可能性があったため、緊急修理工事を実施しました。
- 8 契約の相手方の選定理由
当該空調設備に係る年間保守点検委託及び年間概算修理委託の受託業者であり、継続的な維持管理を通じて設備の状態を的確に把握しています。また、当該設備に対応可能な施工体制及び技術的知見を有していることから、上記事業者を契約の相手方としました。
- 9 所管課
交通局工務部建築課